

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月7日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初募集額
1,000億円を上限とします。
継続募集額
5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を以下の内容に訂正します。

下線部__は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

(4)【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

< 略 >

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して求めた1口当たりの金額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。))を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して求めた1口当たりの金額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

< 略 >

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

< 略 >

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含みます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

< 略 >

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月18日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(The Bank of New York)
マーケティング・エージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

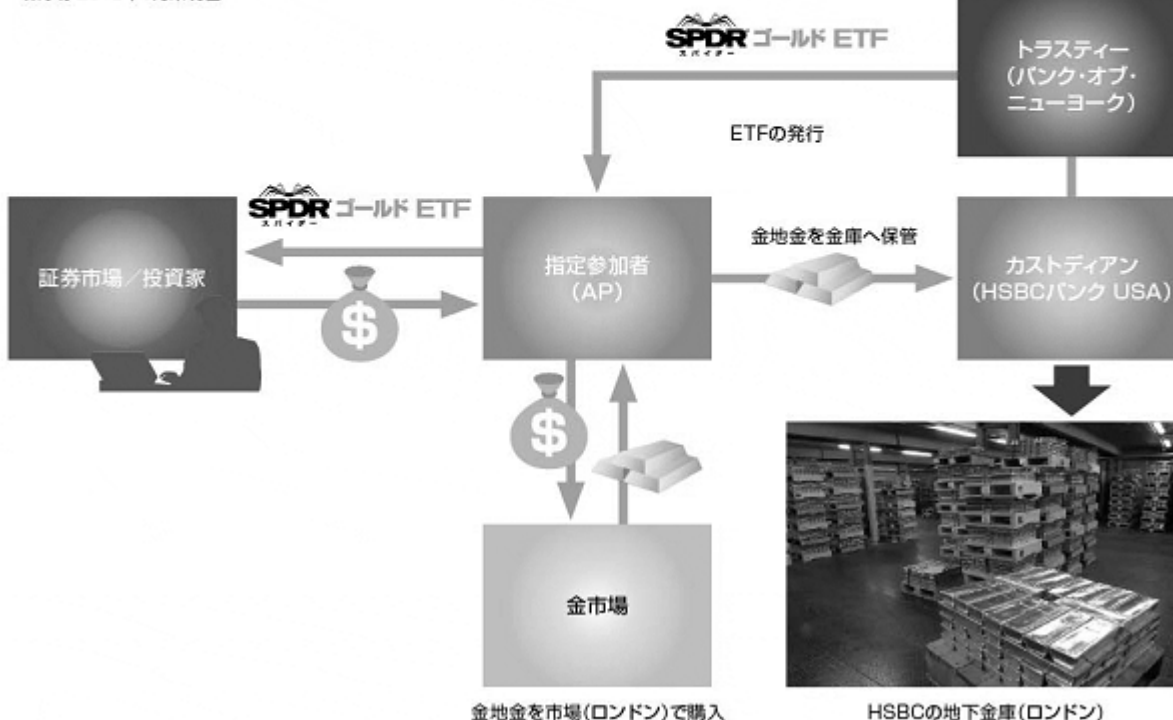
●SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は1,300トン
- 純資産総額は約750億ドル(約5.8兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約1,500~2,000億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用に保管)

※数字は2012年9月末現在



〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」

【参考】商品分類	親投資信託／国内／債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）
収益分配方針	収益は償還（信託終了）まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	2009年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象とする外国信託および親投資信託の詳細な内容は投資信託説明書（請求目録見書）をご確認ください。

●主な投資制限

- 1 金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」およびステート・ストリート短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2 株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限りに、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

●収益分配方針

毎決算時（8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

●収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを越えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランスと分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

《金の持つ様々な特性》

1 「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2 インフレ対応資産

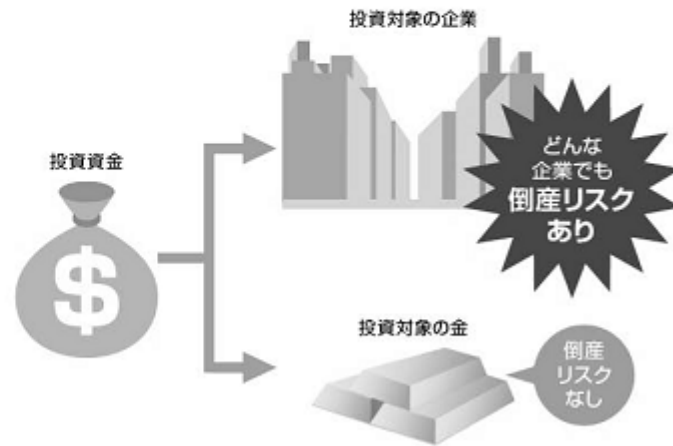
金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「現在価値の貯蔵手段」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3 通貨としての金

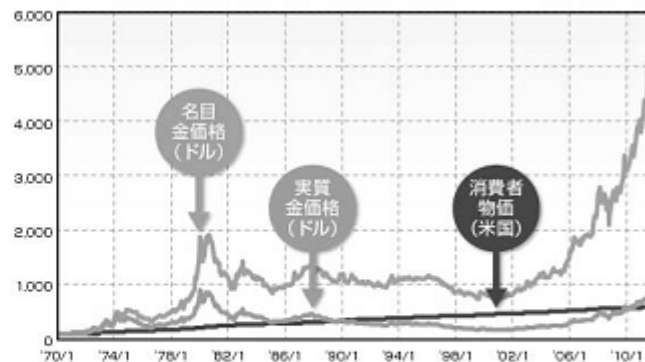
近年主要基軸通貨への信任が揺らぐ中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

4 分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組入れることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



◎「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(2011年11月末時点)



(1970年1月末～2011年11月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

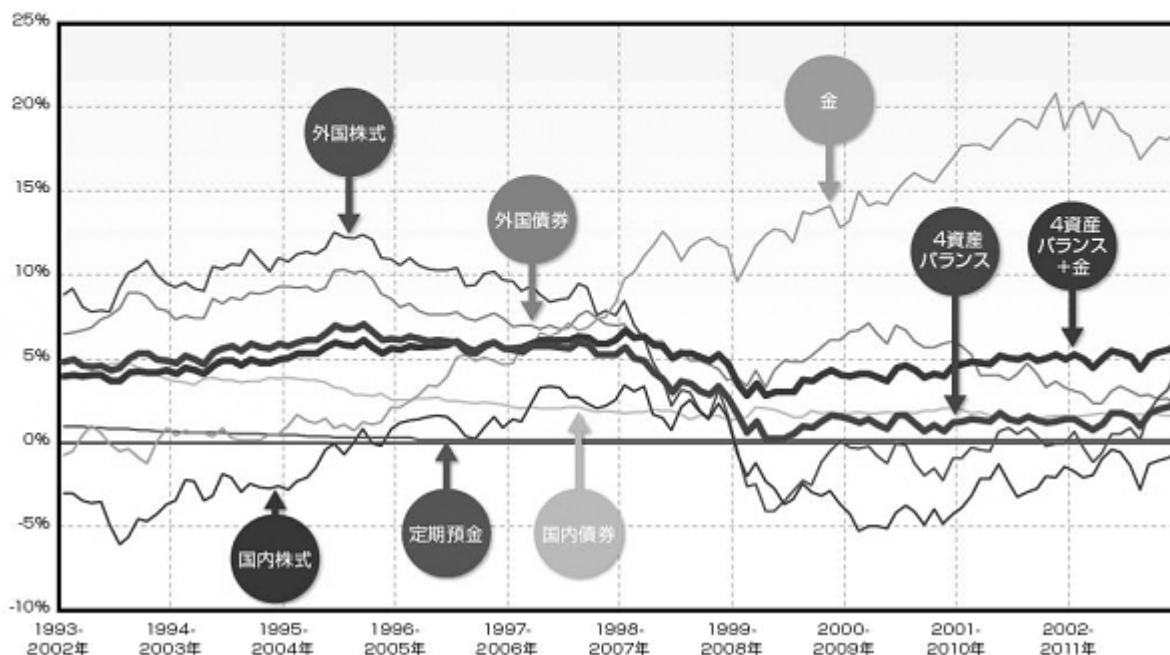
※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

○各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社が作成（1993年10月～2012年9月までの20年間）

国内株式：TOPIX(東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値)

外国株式：MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円ベース)

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース)

金：ロンドン午後金値決め

定期預金：日本銀行（定期預金の預入期間別金利 新規受入分/預入金額1千万円以上/1年以上2年未満）

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金(ヘッジ付き、米ドル建て)」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき(米ドル建て)の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

<訂正後>

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含みます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

< 略 >

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月18日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(The Bank of New York)
マーケティングエージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケットズ・エルエルシー (State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

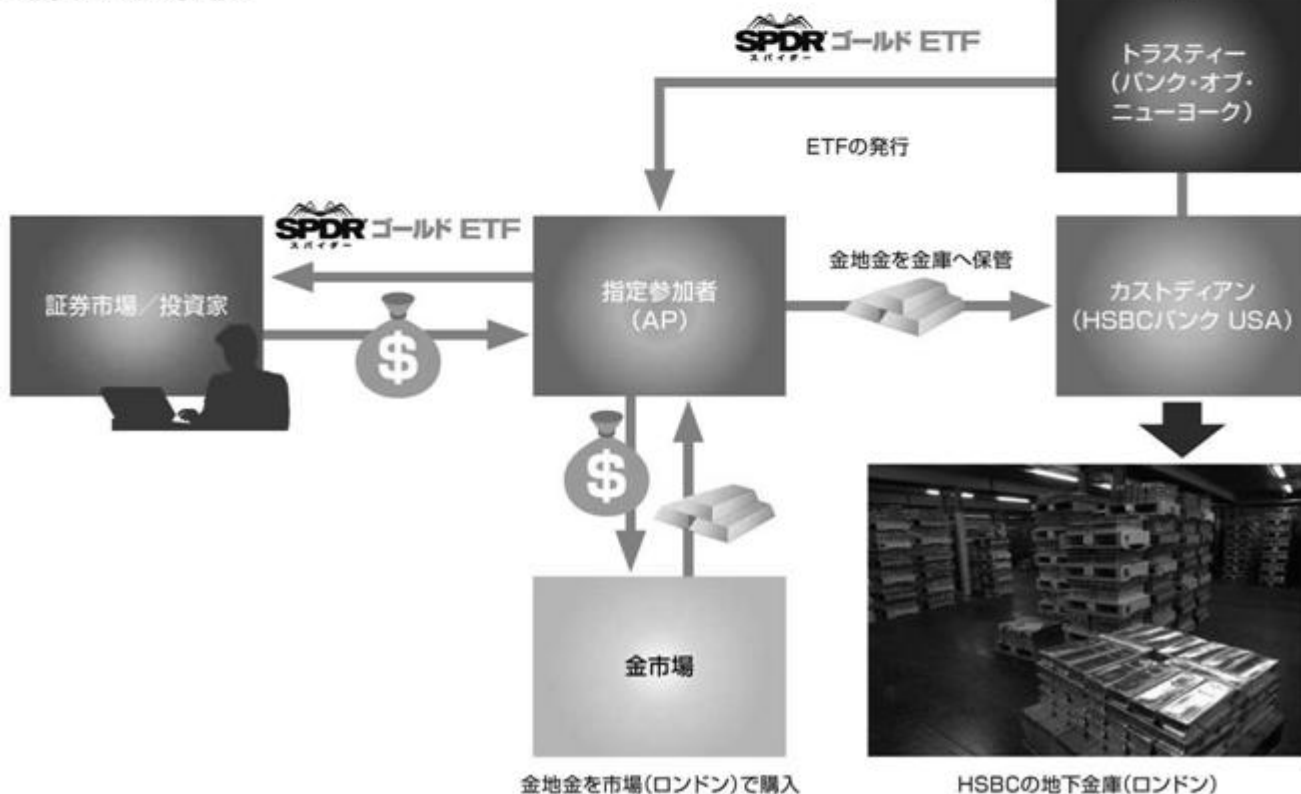
●SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約1,000トン
- 純資産総額は約450億ドル(約4.6兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約1,700~2,000億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用に保管)

※数字は2013年5月末現在



〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉**親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」**

【参考】商品分類	親投資信託／国内／債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)
収益分配方針	収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	2009年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象とする外国信託および親投資信託の詳細な内容は投資信託説明書(請求目論見書)をご確認ください。

●主な投資制限

- 1 金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」およびステート・ストリート短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2 株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

●収益分配方針

毎決算時(8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

〈金の持つ様々な特性〉

1

「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2

インフレ対応資産

金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「**現在価値の貯蔵手段**」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3

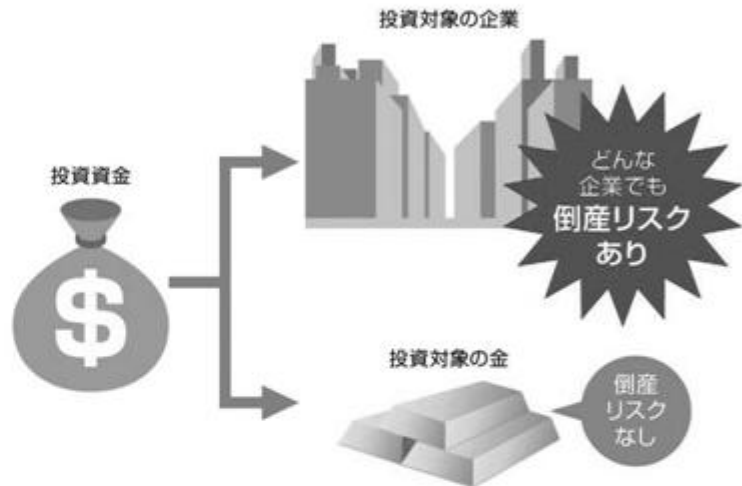
通貨としての金

近年主要基軸通貨への信任が揺らく中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

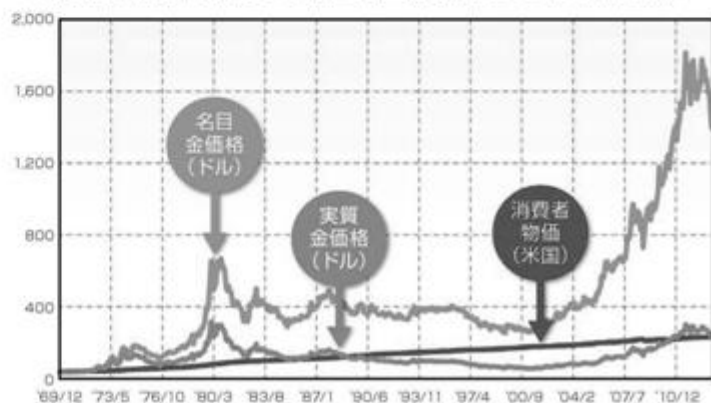
4

分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組入れることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



◎「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(2013年5月末時点)



(1969年12月末～2013年5月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

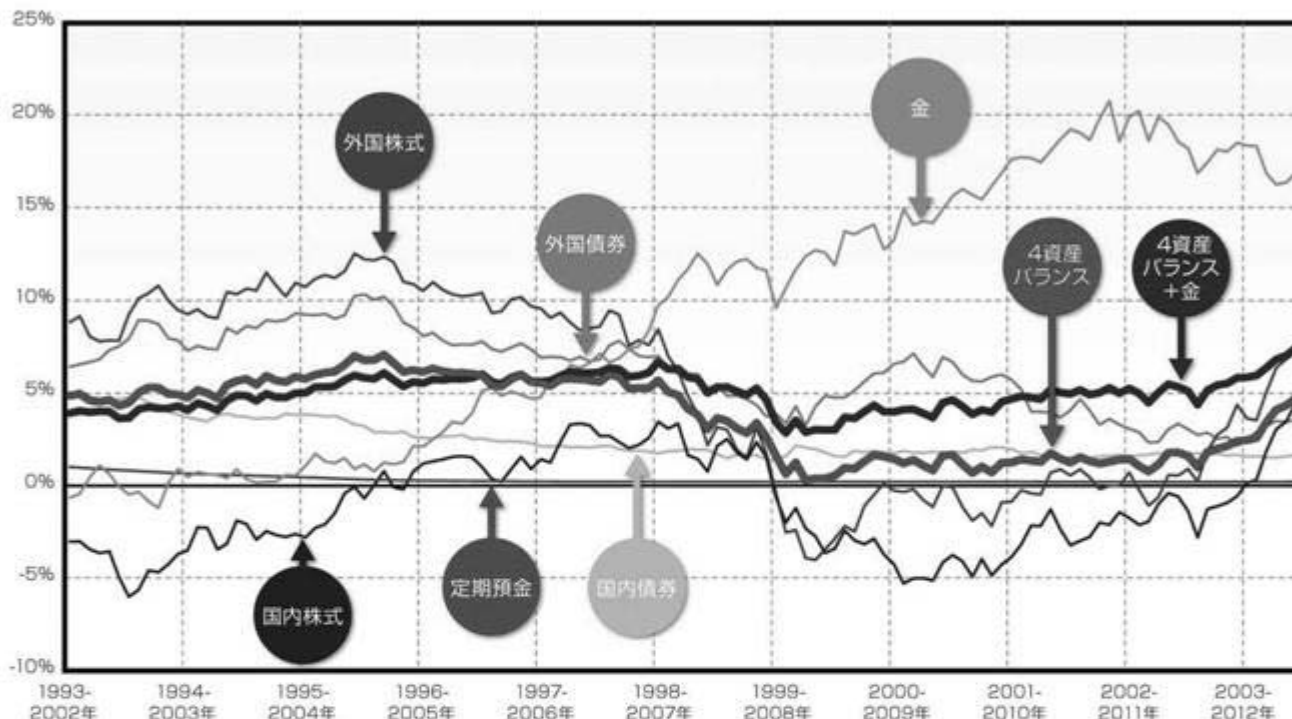
※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

◎各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社が作成（1993年10月～2013年3月までの20年間）

国内株式：TOPIX（東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値）

外国株式：MSCIコクサイ指数（税引前配当込み、円ベース）

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）

金：ロンドン午後金値決め

定期預金：日本銀行（定期預金の預入期間別金利 新規受入分/預入金額1千万円以上/1年以上2年未満）

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金（ヘッジ付き、米ドル建て）」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき（米ドル建て）の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成24年11月8日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

< 訂正後 >

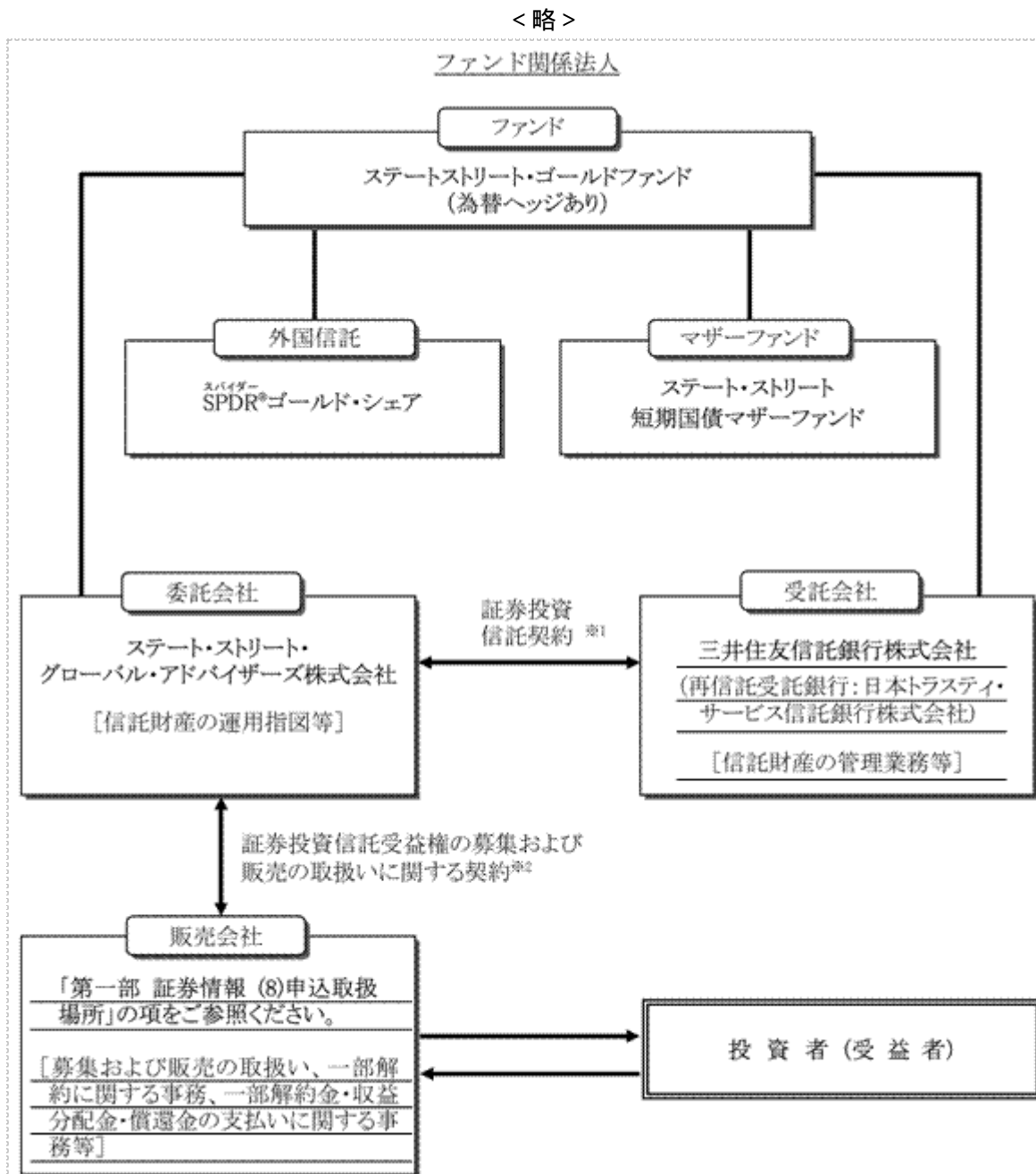
平成24年11月8日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

ファンドの関係法人



委託会社の概況（平成24年8月31日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録

平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
に商号変更

3) 大株主の状況

(平成24年8月31日現在)

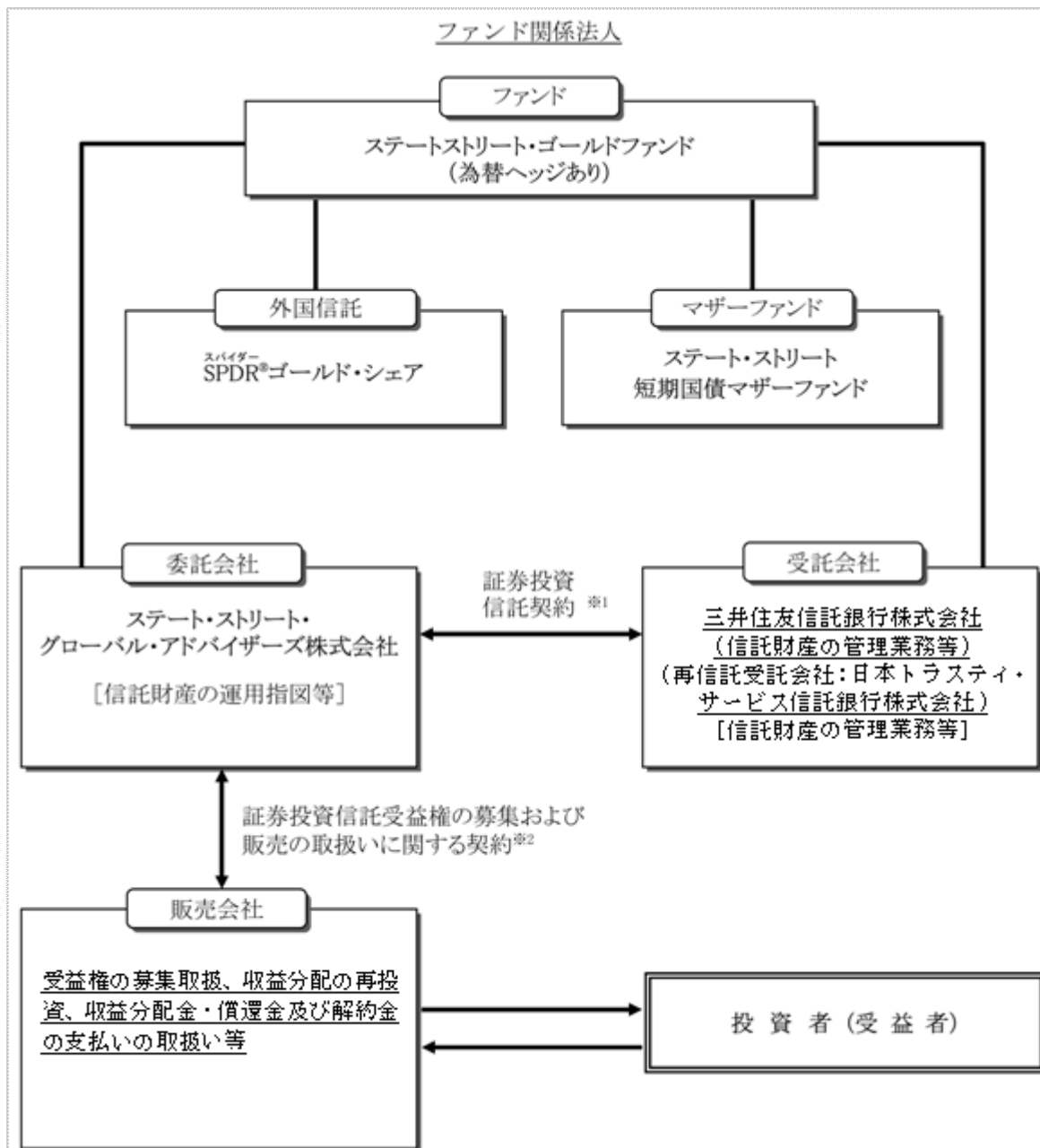
氏名または名称	住所	所有株数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

< 訂正後 >

< 略 >

ファンドの関係法人

< 略 >



< 略 >

委託会社の概況（平成25年5月31日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
 平成10年 3 月31日 投資顧問業の登録
 平成10年 8 月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 9 月30日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成10年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得
 平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録
 平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成25年5月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

< 訂正前 >

< 略 >

上記運用体制は平成24年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

上記運用体制は平成25年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【配分方針】

< 訂正前 >

収益配分方針

毎決算時（8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 略 >

< 訂正後 >

収益配分方針

毎決算時（8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を

行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

< 略 >

3【投資リスク】

(3) リスク管理体制

< 訂正前 >

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成24年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成25年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行われます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

< 略 >

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

(1)【投資状況】

(平成25年5月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	15,892,170	98.06
親投資信託受益証券	日本	100,040	0.62
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		214,034	1.32
純資産総額		16,206,244	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(ステート・ストリート短期国債マザーファンド)

(平成25年5月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	94,788,899,000	99.85
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		142,397,491	0.15
純資産総額		94,931,296,491	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年5月31日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR ゴールド・シェア		1,149	15,623.20	17,951,061	13,831.30	15,892,170	98.06
2	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート短期国債マザーファンド		99,632	1.0036	100,000	1.0041	100,040	0.62
									投資比率：合計	98.68

(注1)全銘柄について記載しています。

(注2)投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3)平成25年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券		98.06
国内	親投資信託受益証券		0.62
合計			98.68

(注1)投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注2)平成25年5月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年5月31日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	国債 証券	第305回利付国 債(2年)	0.200	2013/06/15	12,980,000,000	100.01	12,981,712,000	100.00	12,980,389,400	13.67
2	日本	国債 証券	第79回利付国債 (5年)	0.700	2013/12/20	8,100,000,000	100.40	8,132,805,000	100.32	8,126,406,000	8.56
3	日本	国債 証券	第306回利付国 債(2年)	0.200	2013/07/15	7,750,000,000	100.02	7,751,860,000	100.01	7,750,852,500	8.16
4	日本	国債 証券	第81回利付国債 (5年)	0.800	2014/03/20	7,500,000,000	100.64	7,548,005,000	100.55	7,541,475,000	7.94
5	日本	国債 証券	第359回国庫短 期証券		2013/07/16	7,500,000,000	99.97	7,498,350,000	99.99	7,499,265,000	7.90
6	日本	国債 証券	第309回利付国 債(2年)	0.100	2013/10/15	7,450,000,000	100.00	7,450,000,000	100.00	7,450,000,000	7.85
7	日本	国債 証券	第307回利付国 債(2年)	0.200	2013/08/15	7,430,000,000	100.03	7,432,377,600	100.01	7,431,411,700	7.83
8	日本	国債 証券	第316回利付国 債(2年)	0.100	2014/05/15	6,800,000,000	100.00	6,800,000,000	99.99	6,799,660,000	7.16
9	日本	国債 証券	第295回国庫短 期証券		2013/07/22	5,200,000,000	99.97	5,198,700,000	99.98	5,199,417,600	5.48
10	日本	国債 証券	第313回利付国 債(2年)	0.100	2014/02/15	5,000,000,000	100.00	5,000,200,000	100.00	5,000,000,000	5.27
11	日本	国債 証券	第308回利付国 債(2年)	0.100	2013/09/15	4,600,000,000	100.00	4,600,000,000	100.00	4,600,000,000	4.85
12	日本	国債 証券	第352回国庫短 期証券		2014/03/20	2,600,000,000	99.91	2,597,719,800	99.93	2,598,351,600	2.74
13	日本	国債 証券	第310回利付国 債(2年)	0.200	2013/11/15	2,380,000,000	100.05	2,381,380,400	100.04	2,381,047,200	2.51
14	日本	国債 証券	第82回利付国債 (5年)	0.900	2014/03/20	2,000,000,000	100.73	2,014,740,000	100.63	2,012,640,000	2.12
15	日本	国債 証券	第312回利付国 債(2年)	0.100	2014/01/15	1,950,000,000	100.00	1,950,012,000	100.00	1,950,000,000	2.05
16	日本	国債 証券	第25回利付国債 (20年)	4.100	2014/03/20	1,700,000,000	103.68	1,762,628,000	103.16	1,753,720,000	1.85
17	日本	国債 証券	第315回利付国 債(2年)	0.100	2014/04/15	1,600,000,000	100.00	1,600,096,000	100.00	1,600,000,000	1.68
18	日本	国債 証券	第257回利付国 債(10年)	1.300	2013/12/20	1,100,000,000	100.71	1,107,909,000	100.65	1,107,183,000	1.17
19	日本	国債 証券	第256回利付国 債(10年)	1.400	2013/12/20	1,000,000,000	100.87	1,008,750,000	100.70	1,007,080,000	1.06
										投資比率：合計	99.85

(注1) 全銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.85
合計		99.85

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年5月31日及び設定来における各月末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末	純資産総額（円）	1口当たりの 純資産額（円）
平成24年11月末日	11,113,713	1.0039
12月末日	15,175,156	0.9597
平成25年 1月末日	15,712,186	0.9663
2月末日	14,839,496	0.9191
3月末日	19,341,282	0.9178
4月末日	17,787,603	0.8433
5月末日	16,206,244	0.8099

【分配の推移】

該当する事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率
自平成24年11月 8日 至平成25年 5月31日	19.0%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

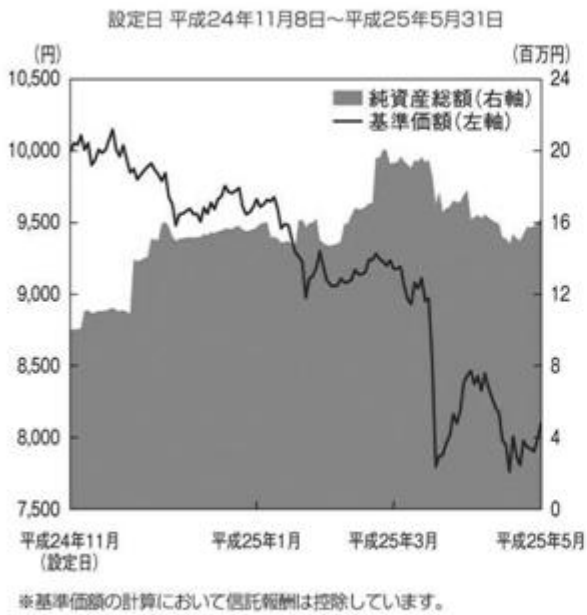
計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
自平成24年11月 8日 至平成25年 5月31日	28,934,757	8,923,768	20,010,989

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

<参考情報> 運用実績（平成25年5月31日現在）

○基準価額・純資産の推移



<基準価額・純資産総額>

基準価額	8,099円
純資産総額	16百万円

○分配の推移

該当する事項はありません。

○主要な資産の状況

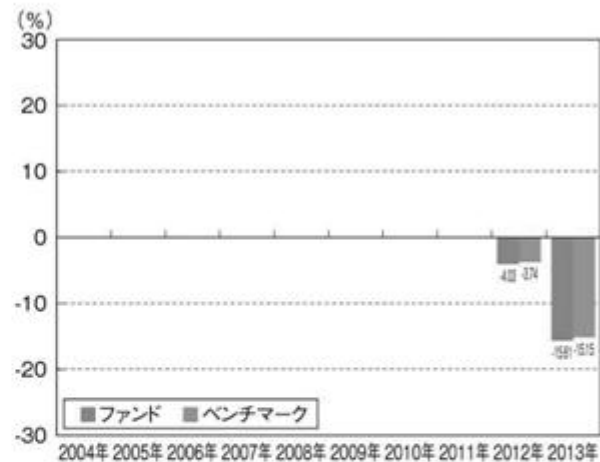
（金現物掘出型上場外国信託「SPDR[®] ゴールド・シェア」の資産の状況）
（平成25年3月31日現在）

資産の種類	国名 (注1)	時価合計 (注2)	運用 比率
金	英国	62,754,840千ドル (6,053,331,866千円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産 (負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計 (純資産総額)		62,754,840千ドル (6,053,331,866千円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 金の時価合計には、金の未収入金を含みます。

○年間収益率の推移(暦年ベース)



※2012年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から12月末までで算出しております。

※2013年のファンドとベンチマークの収益率は5月末までで算出しております。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、設定時以前のベンチマークの収益率は記載しておりません。

●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 訂正前 >

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

< 略 >

< 訂正後 >

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に定める借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

< 略 >

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の「中間財務諸表」が訂正・更新されます。

< 訂正・更新後 >

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成24年11月8日から平成25年5月7日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

当ファンドは第1期計算期間を終了していないため、上記(1)から(4)の項目については、該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

		当中間計算期間末 （平成25年 5月 7日現在）
資産の部		
流動資産		
預金		85,583
コール・ローン		455,819
投資信託受益証券		15,810,471
親投資信託受益証券		100,040
派生商品評価勘定		71,408
流動資産合計		16,523,321
資産合計		16,523,321
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		66,014
未払受託者報酬		2,404
未払委託者報酬		33,553
その他未払費用		741
流動負債合計		102,712
負債合計		102,712
純資産の部		
元本等		
元本	1	19,482,363
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3	3,061,754
元本等合計		16,420,609
純資産合計		16,420,609
負債純資産合計		16,523,321

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

	当中間計算期間 自 平成24年11月 8日 至 平成25年 5月 7日
営業収益	
受取利息	180
有価証券売買等損益	1,921,279
為替差損益	941,522
営業収益合計	2,862,621
営業費用	
受託者報酬	2,404
委託者報酬	33,553
その他費用	35,130
営業費用合計	71,087
営業損失 ()	2,933,708
経常損失 ()	2,933,708
中間純損失 ()	2,933,708
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	787,250
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	240,103
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	240,103
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,155,399
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,155,399
中間剰余金又は中間欠損金 ()	3,061,754

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における中間計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 (平成25年5月7日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	<p style="text-align: right;">9,990,000円 17,879,919円 8,387,556円</p>
2 受益権の総数	<p style="text-align: right;">19,482,363口</p>
3 元本の欠損	<p style="text-align: center;">中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,061,754円であります。</p>

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 (平成25年5月7日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	当中間計算期間末（平成25年5月7日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	3,695,879		3,767,287	71,408
	売建 アメリカ・ドル	19,643,721		19,709,735	66,014
	合計	23,339,600		23,477,022	5,394

（注）1．時価の算定方法

(1)中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表さ

れている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	当中間計算期間末 (平成25年5月7日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8428円 (8,428円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年5月31日現在)

資産総額	34,548,603円
負債総額	18,342,359円
純資産総額(-)	16,206,244円
発行済口数	20,010,989口
1口当たり純資産額(/)	0.8099円

<参考情報>

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

(平成25年5月31日現在)

資産総額	94,931,296,491円
負債総額	円
純資産総額(-)	94,931,296,491円
発行済口数	94,539,604,877口
1口当たり純資産額(/)	1.0041円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成25年5月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成25年5月31日現在)。

発行済株式の総数

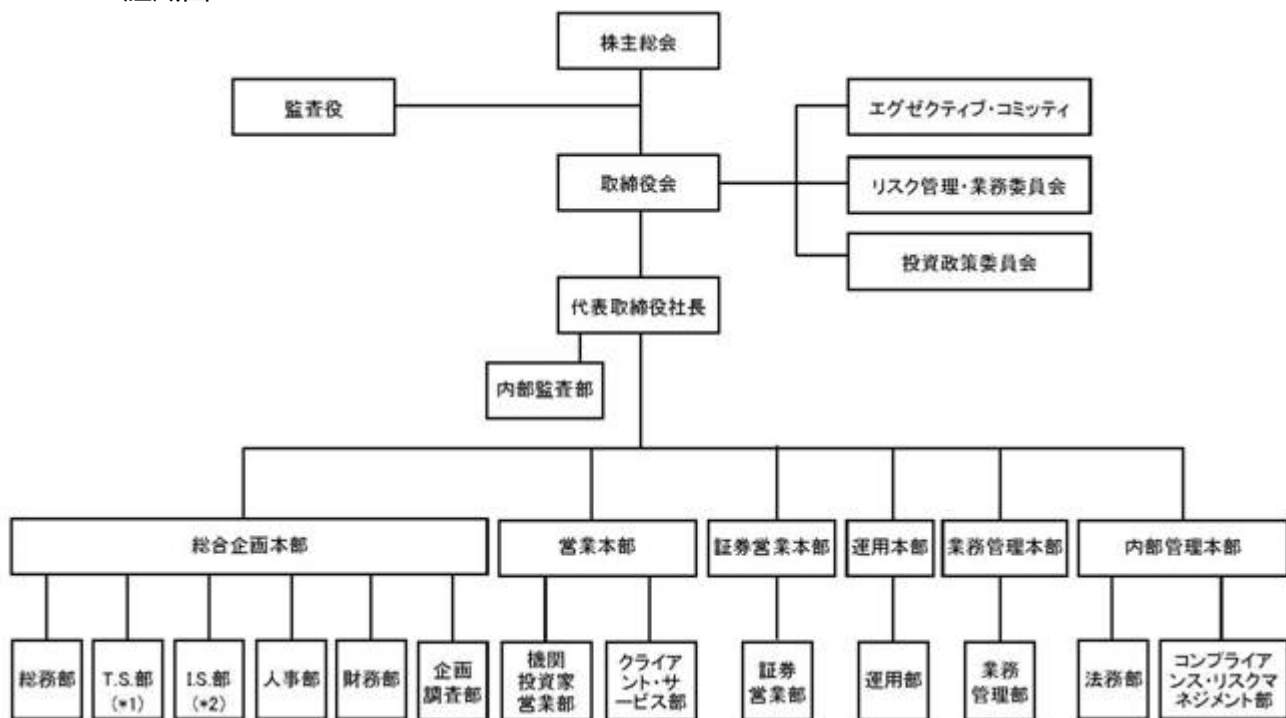
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成25年5月31日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(*1)T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2)I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、一般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名	業務内容
-----	------

営業本部	機関投資家営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	クライアント・サービス部	投資運用業務、投資助言業務のサポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、法定書面、契約締結手続き、広告、営業イベント企画、市場動向調査等の各種ビジネス・サポート
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピューター機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っております。

平成25年5月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計111本であり、その純資産総額は1,334,862百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
現金	108		-	
預金	6,846,204		7,198,847	
有価証券	96,020		52,323	
前払金	24,411		18,914	
前払費用	17,419		9,826	
未収入金	354,309		543,987	
未収委託者報酬	361,180		443,028	
未収収益	37,563		15,224	
未収消費税等	25,103		-	
繰延税金資産	37,059		50,078	
流動資産計	7,799,380	96.4	8,332,231	96.9
固定資産				
有形固定資産	160,569		136,869	
建物附属設備	1 129,885		116,383	
器具備品	1 21,984		15,144	
リース資産	1 8,699		5,341	
無形固定資産	3,096		2,025	
ソフトウェア	2 3,096		2,025	
投資その他の資産	125,422		125,804	
長期差入保証金	80,749		75,397	
繰延税金資産	39,823		45,557	
その他投資	4,850		4,850	
固定資産計	289,087	3.6	264,699	3.1
資産合計	8,088,468	100.0	8,596,931	100.0

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負 債 の 部)		%		%	
流動負債					
預り金		37,390		30,901	
未払金		216,365		198,194	
未払手数料	106,399		118,440		
その他未払金	109,966		79,754		
未払費用		68,177		42,048	
未払法人税等		205,843		303,031	
未払消費税		-		19,248	
賞与引当金		35,727		39,149	
リース債務		2,223		1,943	
流動負債計		565,728	7.0	634,516	7.4
固定負債					
退職給付引当金		69,969		76,324	
長期リース債務		6,448		4,910	
固定負債計		76,417	0.9	81,234	0.9
負債合計		642,146	7.9	715,751	8.3
(純 資 産 の 部)		%		%	
株主資本		7,446,321	92.1	7,881,180	91.7
資本金	310,000		310,000		
利益剰余金					
利益準備金	77,500		77,500		
その他利益剰余金					
別途積立金	31,620		31,620		
繰越利益剰余金	7,027,201		7,462,060		
純資産合計		7,446,321	92.1	7,881,180	91.7
負債・純資産合計		8,088,468	100.0	8,596,931	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益			%		%
委託者報酬		1,938,693		1,985,885	
投資顧問収入		1,324,526		1,419,249	
その他営業収益	1	248,693		556,047	
営業収益計		3,511,914	100.0	3,961,182	100.0
営業費用					
支払手数料		491,137		489,095	
広告宣伝費		14,465		13,166	
公告費		1,755		1,220	
調査費		379,325		483,166	
調査費		206,637		292,449	
委託調査費		171,141		189,179	
図書費		1,546		1,538	
委託計算費		155,279		160,372	
営業雑経費		37,603		51,741	
通信費		6,683		6,614	
印刷費		10,572		15,237	
協会費		11,049		13,533	
諸会費		3,633		4,057	
その他		5,663		12,298	
営業費用計		1,079,565	30.7	1,198,762	30.3
一般管理費					
給料		1,338,902		1,352,561	
役員報酬		413,892		410,448	
給料・手当		766,394		753,389	
賞与		116,894		160,812	
賞与引当金繰入額		41,721		27,911	
交際費		5,974		4,388	
旅費交通費		30,537		28,270	
租税公課		16,034		21,104	
不動産賃借料		125,330		128,620	
退職給付費用		62,909		77,661	
固定資産減価償却費		22,921		24,770	
福利厚生費		101,047		73,379	
事務手数料		55,825		13,121	
諸経費		117,938		149,074	
一般管理費計		1,877,421	53.5	1,872,954	47.3
営業利益		554,927	15.8	889,465	22.5
営業外収益					
為替差益		-		2,744	
有価証券運用益		-		2,846	
雑収入		7,304		3,275	
営業外収益計		7,304	0.2	8,866	0.2
営業外費用					
支払利息		70		407	
為替差損		1,769		-	
有価証券運用損		942		-	
雑損失		932		563	
営業外費用計		3,715	0.1	970	0.0
経常利益		558,516	15.9	897,362	22.7
特別損失					
事業再構築費用		36,057		8,453	
事務処理損失		3,089		236	
特別損失計		39,147	1.1	8,690	0.2
税引前当期純利益		519,369	14.8	888,671	22.4
法人税、住民税及び事業税		338,282	9.6	472,566	11.9
法人税等調整額		7,359	0.2	18,753	0.5
当期純利益		188,446	5.4	434,858	11.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	77,500	77,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	31,620	31,620
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,838,754	7,027,201
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,027,201	7,462,060
利益剰余金合計		
当期首残高	6,947,874	7,136,321
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,136,321	7,571,180
株主資本合計		
当期首残高	7,257,874	7,446,321
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,446,321	7,881,180
純資産合計		
当期首残高	7,257,874	7,446,321
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,446,321	7,881,180

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 (イ) リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 3～15年 (ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31現在)	当事業年度 (平成25年3月31現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 61,939千円 器具備品 35,941千円 リース資産 457千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 75,441千円 器具備品 42,781千円 リース資産 3,815千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 8,428千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 9,499千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の 方針に従って調整額を精算することに致しました。 当会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われ た調整額228,767千円が、損益計算書のその他営業 収益に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の 方針に従って調整額を精算することとしておりま す。当事業年度に、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われ た調整額547,935千円は、損益計算書のその他営業 収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

（リース取引関係）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 社用車両であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」 に記載の通りであります。	同左

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成24年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,846,204	6,846,204	
(2)未収委託者報酬	361,180	361,180	
(3)未収入金	294,937	294,937	
(4)その他未払金	60,028	60,028	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成25年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,198,847	7,198,847	
(2)未収委託者報酬	443,028	443,028	
(3)未収入金	534,920	534,920	
(4)未払手数料	118,440	118,440	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度 (平成24年3月31日 現在)	当事業年度 (平成25年3月31日 現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 96,020千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 100千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 52,323千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 5,353千円

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務及びその内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	372,119	395,579
(1)年金資産	228,989	266,835
(2)退職給付引当金	69,969	76,324
(3)未認識数理計算上の差異	5,334	17,353
(4)未認識過去勤務債務	78,494	69,773

3．退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日

退職給付費用	44,552	61,177
(1)勤務費用	54,763	55,747
(2)利息費用	3,226	3,721
(3)期待運用収益(減算)	1,253	1,679
(4)過去勤務債務の費用処理額	8,721	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,905	5,334

4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	発生時より 11年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成23年4月 1日	自 平成24年4月 1日
至 平成24年3月31日	至 平成25年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金繰入超過額 11,012	賞与引当金繰入超過額 10,609
未払事業税 14,990	未払事業税 23,683
その他 14,803	その他 17,820
繰延税金資産(流動)合計 40,805	繰延税金資産(流動)合計 52,113
繰延税金負債(流動)との相殺 3,746	繰延税金負債(流動)との相殺 2,034
繰延税金資産(流動)の純額 37,059	繰延税金資産(流動)の純額 50,078
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
退職給付引当金 25,807	退職給付引当金 28,070
その他 14,015	その他 17,486
繰延税金資産(固定)合計 39,823	繰延税金資産(固定)合計 45,557
繰延税金負債(固定)との相殺 -	繰延税金負債(固定)との相殺 -
繰延税金資産(固定)の純額 39,823	繰延税金資産(固定)の純額 45,557
繰延税金資産合計 80,628	繰延税金資産合計 97,670
繰延税金負債(流動)	繰延税金負債(流動)
事業譲受に係る調整項目 3,559	その他 2,034
その他 187	
繰延税金負債(流動)合計 3,746	繰延税金負債(流動)合計 2,034
繰延税金資産(流動)との相殺 3,746	繰延税金資産(流動)との相殺 2,034
繰延税金負債(流動)の純額 -	繰延税金負債(流動)の純額 -
繰延税金負債(固定)	繰延税金負債(固定)
事業譲受に係る調整項目 -	事業譲受に係る調整項目 -
繰延税金負債(固定)合計 -	繰延税金負債(固定)合計 -
繰延税金資産(固定)との相殺 -	繰延税金資産(固定)との相殺 -
繰延税金負債(固定)の純額 -	繰延税金負債(固定)の純額 -
繰延税金資産の純額 76,882	繰延税金資産の純額 95,635
=====	=====

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 21.4%</p> <p>税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正 1.6%</p> <p>その他 0.0%</p> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 63.7%</p> <p>=====</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 38.0%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 12.4%</p> <p>その他 0.6%</p> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 51.0%</p> <p>=====</p>
---	---

(企業結合関係等)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は63,661千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、データセンターの賃貸借契約期間が満了したこと、また、資産除却費用の見積額を更新したことから、3,824千円増加しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は58,340千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除却費用の見積額を更新したことから、5,321千円減少しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引**(1) 親会社及び法人主要株主等**
該当事項はありません。**(2) 同一の親会社を持つ会社****前事業年度**（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の関 係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取	173,013 135,004 147,278 252,817 228,767	未収入金 未払金 未払費用	59,214 14,977 9,050
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	36,711 4,890 111,504	前払金 未払金	24,411 12,010
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	770 6,849	未収入金	63
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	39,445	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	183	未収収益	94
	タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	1	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ、LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	15,885	未収収益	8,956

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算さ

れております。

5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所 有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関 係				
同一の 親会社 を持つ 会社	ステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニー	米国 マサ チュー セッツ州 ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、投 資顧問、 投資信託 委託業 務、及び それらの 関連業務	なし	なし	助言などの 投資顧問 サービスの 提供並びに 受入れ ソフトウェア の使用契約 人件費等及 び事務手数 料の支払	投資顧問料 の受取	119,883	未収入金	104,719
								ソフトウェア 使用料の 支払	201,074	未払金	9,066
								投資顧問料 の支払	171,376	未払費用	
								人件費等の 支払	295,287		
								事務手数料 の受取	547,935		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務 サービスの 受入れ 兼職社員の 人件費支払 等	投資信託計 理業務委託	36,270	前払金	18,914
								事務所賃借 料の支払	4,052	未払金	3,174
								人件費等の 支払	129,797		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	1,313	-	-
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルグ市	12.5万 ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役 に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	41,935	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガ ポール シンガ ポール市	136万シン ガポール ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	92	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額

に基づき決定しております。

2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
1株当たり純資産 1,201,019円51銭	1株当たり純資産 1,271,158円07銭
1株当たり当期純利益 30,394円51銭	1株当たり当期純利益 70,138円45銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載してありません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載してありません。

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
当期純利益 (千円)	188,446	434,858
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	188,446	434,858
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1) 名称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3兆5,000億円 (平成25年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年7月3日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 和田 渉
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成24年11月8日から平成25年5月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成24年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年11月8日から平成25年5月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 丘本 正彦 印

公認会計士 湯原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。